

化粧品に使用する名称について

化粧品の製造販売を行う際には、化粧品製造販売業の許可を受けた後、品目ごとに「化粧品製造販売届」を当該製造販売業者の主たる機能を有する事務所の所在地の都道府県知事に提出します。

このとき、「名称」欄の「一般的名称」欄の記載は特に必要ありませんが、「販売名」欄の記載にあたっては下記に留意しなければなりません。

以下、「改正薬事法の施行に伴う製造販売の承認を要しない医薬品等の取扱い等について」

(薬食審査発第 0331015 号) より抜粋

- (a) 製品の販売名（色調又は香調を表す部分を除く販売名が同じであり、色調又は香調以外の性状が著しく変わらない場合（以下「シリーズ商品」という。）を 1 製品として届け出る場合は、色番号、色名、香名等の色又は香りの識別に関する部分を除くものをいう。）を記載すること。
- (b) 異なった処方の製品に同一の販売名は使用しないこと（ただし、シリーズ商品は除く。）。性状が著しく異ならない範囲での配合成分の増減等については、製造販売上又は使用上の混乱が生じないならば、同一販売名を使用しても差し支えないこと。
- (c) その他、次の点に留意すること。
 - (ア) 既存の医薬品及び医薬部外品と同一の名称は用いないこと。
 - (イ) 虚偽・誇大な名称あるいは誤解を招くおそれのある名称は用いないこと。
 - (ウ) 配合されている成分のうち、特定の成分名称を名称に用いないこと。
 - (エ) ローマ字のみの名称は用いないこと。
 - (オ) アルファベット、数字、記号等は出来るだけ少なくすること。
 - (カ) 財型と異なる名称を用いないこと。
 - (キ) 他社が商標権を有することが明白な名称を用いないこと。
 - (ク) 化粧品の表示に関する公正競争規約に抵触するものを用いないこと。
 - (ケ) 医薬品又は医薬部外品とまぎらわしい名称を用いないこと（例えば、〇〇薬、薬用〇〇、漢方〇〇、メディカル〇〇、〇〇剤、アトピー〇〇、ニキビ〇〇、アレルギー〇〇、パックで「〇〇ハップ」等。）